

令和3年4月27日
教育委員会事務局

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について（その9）

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、令和3年2月8日開催の文教常任委員会で報告した後の対応について、下記のとおり報告する。

記

1 国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を踏まえた対応について

※緊急事態宣言期間：令和3年1月7日（木）～1月21日（日）

※まん延防止等重点措置期間：令和3年4月12日（月）～5月11日（火）

（1）区立幼稚園、小・中学校

区立幼稚園及び小・中学校については、ガイドラインを作成し、感染防止対策を徹底しており、授業や行事等についても感染状況を踏まえながら必要に応じて規模の縮小や実施方法の見直し、中止等の対応を講じている。学校活動を通じた感染の拡大は確認されていないことから、学校運営を継続する。

（2）新BOP

社会生活を維持するうえで欠かせないことから、引き続き感染防止対策を徹底したうえで、施設運営等の継続を原則とし、施設の感染状況などに応じて、利用者への協力を求める（BOPについては、当面の間、休止を継続する）。

（3）区民利用施設等

区民利用施設については、施設ごとに利用者向けガイドラインを作成し、感染防止対策を徹底しており、複数の感染者が同時に確認される状況ではないことから、施設運営を継続する。

また、区民利用施設の開設時間を20時まで短縮し、20時をまたぐ利用枠が設定されている場合は、利用枠自体を停止とせず、申込者の承諾のもと、20時までの短縮利用とする。

①図書館（梅丘、世田谷、経堂）・図書館カウンター

開館時間を20時まで短縮する。

②区立小中学校すべての学校開放施設

20時をまたぐ利用枠は、20時までの短縮利用とする。個人利用は20時までの利用とする。

2 新型コロナウイルス感染症陽性者発症時の検査について

新型コロナウイルス変異株について、感染性の高さや子どもの変異株感染の増加の状況等を踏まえ、社会的検査（随時検査）の対象に区立小・中学校、新BOPの児童・生徒を加える。

3 陽性者発生（令和3年4月22日判明）に伴う区立小学校の授業中止について

4月22日、区立小学校に在籍する児童8名（同一校）がPCR検査の結果、陽性と判明した。これは、17日に1名、20日に1名の陽性判明に伴い濃厚接触者として特定されたクラス全員および他クラスの児童5名をPCR検査した結果判明したもの。なお、17日、20日に陽性者が発生した1クラスは、既に21日から30日まで学級閉鎖にしている。

また、4月22日の結果判明により、感染が同学年の複数クラスで確認されたことを踏まえ、4月22日・23日の当該学年の授業を中止し、給食後に帰宅させている。児童の自宅待機は、本日判明した陽性者にかかる濃厚接触者が特定されるまでの措置とする。なお、当該学年以外の児童については校内消毒を経て4月23日は通常通り運営する。

国による緊急事態宣言等を踏まえた教育委員会事務局の対応について

1 主旨

4月23日（金）に、国による緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、同日に東京都は緊急事態措置による施設の使用制限やイベント等の開催制限の要請が出された。

国や都の動向を踏まえた、今後の区主催イベントや区施設等は以下のとおり対応する。

2 東京都による緊急事態措置

4月25日（日）から5月11日（火）まで。

3 区の対応

(1) 区主催イベントについて

4月25日（日）から5月11日（火）までの間、屋内外を問わず開催を延期または中止とする。

(2) 区民利用施設等について

4月25日（日）から5月11日（火）までの間、休止とする。休止する教育施設は次のとおり。

① すべての図書館（委託）・図書室・図書館カウンター

※調整がつき次第、予約資料の貸出と返却のみ行う。

② 郷土資料館

③ 岡本公園民家園

④ 次大夫堀公園民家園

⑤ 区立小中学校すべての学校開放施設

⑥ 世田谷区立教育センター

※中央図書館、プラネタリウムを含む

(3) 区立小中学校及び幼稚園・認定こども園について

① 感染症防止対策を徹底したうえで、通常の登校・登園とする。

② 学級閉鎖等により登校できない児童・生徒や、感染症等への不安により登校を控える児童・生徒には、オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。

③ 校外での学習は基本的に中止又は延期とする。

④ 部活動は時間を制限し、原則平日のみ実施する。公式な大会等に参加する部活動は、平日以外にも、人数・時間・場所等を制限して実施を可とする。

⑤ 移動教室、連合行事の緊急事態宣言期間中の実施については、延期又は中止する。

⑥ 修学旅行の緊急事態宣言期間中の実施については、学校が延期又は中止する。

(4) 新BOPについて

・学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営

・BOPは休止を継続